

海外通信・放送・郵便事業支援機構法改正案

<立法の背景・趣旨>

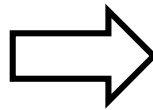
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分の期限並びに同機構が行う債務保証の対象となる貸付金の償還期限が平成48年3月31日までとなっている。

→ 官民ファンドである上記の機構の業務をできる限り早く終了させるため、上記の期限を平成30年3月31日までに短縮する必要がある。

- 1 機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を、平成30年3月31日までとする。
- 2 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限を、平成30年3月31日まででなければならないこととする。

現 行

- ・ 保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分の期限（努力義務）
：平成48年3月31日まで
- ・ 債務保証の対象となる貸付金の償還期限
：平成48年3月31日まで



改 正 法

- ・ 保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分の期限（努力義務）
：平成30年3月31日まで
- ・ 債務保証の対象となる貸付金の償還期限
：平成30年3月31日まで